

この法案は向う六ヶ月しか効果のない法案でありますので、その間物價も給料もさう大して変化はいたさないと存じておりますのに、これ程幅の廣いのを抱えて置いて、いざれ政令で決まるということになると、財政が紊乱すると思いますが、こういうことはむしろ法律で一定額に決められないものか知らんと思います。推量いたしますところ、先達つて政府の方にお尋ねいたしましたところ、日本の國で近い将来どうのくらいの人間が失業して、どういうふうな方法で失業敷濟をするかという具体案がお決まりになつていないのでござりますので、従つて失業者が多くなれば、失業手当金の予算が決まつておりますから、一人当りの手当金が少くなる、多く失業すれば少くなり、それから少し失業すれば多く一人に渡す、こういうので幅の廣いのを抱えておると存りますけれども、先程申しましたように、やはり法律で以て決めになつて、もつともう少しきちんとできないものが知らんと思います。それをお尋ねるのが一つ。

いてもやはりこれは一年で時効だといつて打切るわけですか。それともそういう場合、もつと政府が責任をお持ちになつて、やはり適当な職を探して上げるまで延ばして貰えるものだらうか。これらのことをお聞きするのと、もう一つは十九條でございますが、失業手当審査会であります。それはやはり労働者を代表する者と、事業主を代表する者と、公務を代表する者とからできるのでありますが、その中にもやはり私は是非一人女を入れて頂きたいとお願いするのと、それから最後に第二十五條であります。「行政廳は、受給資格者を雇用した事業主又は受給資格者に、必要な事項について、報告をさせ、文書を提出させ、又は出頭させることができる。」という簡條になつております。私考えますのに、失業した人で職業安定所の手を経ないで縁故採用を受けて、そういう風に、失業した人で職業安定所の手を経ないで縁故採用された場合で官廳に報告する義務規定がありませんために、やはりその届けを延ばしておいたりましたら、その間失業手当金を貰えます。そういう自然とするいことをする人もできると存じますので、職業安定所の手を経ないで縁故採用された場合でも、必ず一旦就職して当分その職にあらうという意思の者は必ず届出の義務を持たすというふうに規定を改める必要があるのじやないか知らんと考えます。従つてその義務に違反した者については当然罰則規定でやはり罰則が定められなければならないと考えま

○政府委員(上山顧問) 失業保険法と手当法の適用範囲について
びに失業手当法いすれも施行の日といたしましては十月一日、こういう規定をしておるのであります。実は当初これの提案いたしました當時といしましては、十月一日より以前に議会で法律案を成立させて頂き、又予算も通るつもりで十月一日と書いておつたのでございますが、いろいろの事情でまだ成立を見ないわけでございました。尙予算もまた提案になつていないので、このような事情になつておりますので、この施行期日を十月一日から、法律を嚴格な意味で施行するということは不可能でございますが、十月十日に遡りまして適用いたしますか、施行期日をもう少し延ばしますものかにつきまして、只今関係方面いろいろ折衝いたしておりますような次第でありますて、その件につきましては折衝が終りました後で改めて皆さんに申上げまして御了解を頂きたいたと思つております。いふべきは、これといったとしても、この失業保険法とは別にしようと、失業手当法とは非常な関聯を持つておりますて、当初の案では失業手当法の適用範囲でござりますとか、或いは施行の期日を保険法とは別にしようと、失業手当法とは実はあつたのでございますが、併し財政上の点、その他の点を考え合せまして、尙関係方面ともいろいろ相談いたしました結果、保険法と手当法とは適用範囲は全然同じ範囲にいたしまして、又施行の期日も同じ範囲にいたしましたことに相成つておるわけでございますが、十月一日に遡ります場合においては、今申しましたような考え方で、尙関係方面と折衝中でござりますが、いずれにいたしましても手当法の

方だけを更にこれ以上遡りましては、うことは不可能じやないかと実は考へております。それから第五條の標準報酬の点でございますが、これは丁度保険法の第十七條の規定と相照應するわけでございまして、同じ趣旨に相成つておるわけでござります。されどこれは失業者の数の予想がつかないから、それによりましてこの金額をどうこうしようと考へは持つていないのでござります。失業手当金といたしましては一應の予算額は追つて議會に提出に相成るはずでございますが、若しもこの法律案で決めております金額が足りない場合に予備金でも出して貰うとするとして相成つておるわけでございまして、その財源關係からこれを上下にいたそうという考へはないでござります。併しここに書いております意味は、大体標準報酬になりますとこれは百分の五十五にいたしますが、金額は標準報酬が高いものにつきましては段階的に百分の三十五まで遞減さすことができる、又金額が少いものにつきましては百分の七十五まで遞増することができるのであります。こういう趣旨になつておるわけですが、尙これも關係方面と目下折衝中でございます。而してこれを政令に闡述しました点は、私たちともしては賃金が非常に移動いたしますことは望まないことは考えておりませんが、併しこれを法律上とすることになりますと、賃金は動き得るものだという前提で物を考へねばならんかとも思うのであります。そういう賃金が動きます場合をも

予想いたしまして、この標準報酬における何パーセントという比率の表は係金の移動によりまして変らなければなりませんので、どちらに於いても法律上の建前いたしましては、むしろ政令で課るが適当じゃないか、かくしてうに考えて政令に課りましたような支度でござります。

それから第六條の「離職の日の翌日から起算して、一年間」とありますから、これは失業者としましては一年間に公共職業安定所に求職をして、仕事があれば失業手当金は貰えませんし、仕事がない場合には失業手当金を貰う、かようになるわけであつます。ありますから普通の場合を除いて、仕事のない人は遅くとも共職業安定所へ出頭するわけでありまして、そうしますれば失業手当金の支給日数としましては、第八條に百二十日、約四ヶ月ということになつておなじですが、一年の期間の間には百二十日という支給日数だけは費してしまふ。いうことが考えられるのでございまして、従いまして一年の間という期間を切りまして、その間になるだけ早く出頭をして貰いたい。そうしてそれ以後になります、二年も三年もさうつとも安定所に出頭しませずに、思ひ出したよに後から出頭して参るとなつたことは事務の整理にも困りまするし、又失業手当金を設けました趣旨ではこれを一年間といった次第でございます。これは保険法でも同じ趣旨に相成っております。

本人の能力に合致した職業をよく探し

す。

これらにつきましてお尋ねいたしま

が、いすれにいたしまして手当法の

が、専門家方面と折衝中でござります

えねばならぬかとも思ひであります

であります。これは保険法でも同じ趣旨

に相成つております。

それから第十九條の審査会の規定でございまして、これに女子必ず委員に入れるようなどい規定を設けるようにという御意見でございますが、これは原案者の意思といたしましては、外の法令とも同じように、特に法律の上で書く必要はないがと存じておりますが、これは皆様が十分慎重に御検討願えれば結構だと存じております。

それから第二十五條でございますが、これは法律には包括的にいろいろの報告をさせ、文書を提出させ、又は出頭させることができる。ということになつておりますので、御意見のありましたような点も是非必要ならばそれを政令なり省令で書いてもいいわけでございます。施行の細則で規定してもいいわけあります。但し仮に繰り故採用になつております者が出頭して参りました場合には、安定期所としましては、できますだけの範囲の資料を以ちまして、本人が果して失業かどうかの判別をいたすわけであります。尚失業手当金の支給條件にも書いてござりますように、支給限制の規定にも書いてござりますように、指示した職業、紹介した職業を正当なる理由なくして拒みました場合には支給の制限があるということもあります。でありますから、すでに就職しております者が本当に就職したような場合には、むしろそういう二重の就職が起りますようなことを余りいたさない時々開拓式な商賣でもやつておるというような場合が起るのではないかと思ふのであります、いずれにいたしましてそういった報告が必要であります。

すれば、二十五條の施行の規定としております。それから尙ほそういう訴訟の手段によりまして手当の支給を受けようとした場合には、第十二條によりますと、先づ深川委員から逐條に亘る御質疑が始められたわけでございますが、御承知のようにまだ失業保険法案も、失業手当法案も総括的な質疑がまだ全部完了していないと存じますのでこの辺もお詫びの上で御質疑を願いたいと恩います。それからやはり議事進行上、この質疑の内容は一應各省毎に区切ります。逐條質疑をした方がよろしくはないかと考えますが、いかがでござりますか。○天田勝正君 そのようにお取計らいを願います。

○理事(栗山良夫君) 総括的な質問でござりますが、只今岩間委員から緊急問題に対してもお答え申上げます。一つ保険制度のようなものを早急に作つてはどうか、又そういう意思があるかどうかというようなことがあります。○天田勝正君 それはこの問題についてですか。○岩間正男君 総括的な質問ですが……。○天田勝正君 政府委員も来ておられることで、勿論政府委員の関係のことではありますが、それなら構わないと思ひます。

○岩間正男君 政府委員とはちょっと関係はありません。○理事(栗山良夫君) 時間の関係もございませんし、失業保険法案が本日全部終りませんから、適当なところで打切りまして、そうして政府委員も御退場願つたところでいたず、こうしたことにしておられるのですか。○岩間正男君 結構です。

○竹村春彦君 私も今中座しておりますが、現在社会保険法といふものを作成いたしました。若し中座中にこの質問がダブルでありますから、今委員長がお尋ねになりました社会保険の点でござりますが、どうも今のような状態だと、退職金は是非そういう方法によりまして国民保険法、厚生年金保険法その他の社会保険法に該当するところの保険制度は、是非そういう方法によりまして國民生活の安定を期して行きたいという考え方を持つておる次第であります。

ますが、財政的の方面で苦參つてしまつてゐるようと思われるのです。イギリス、ベルギー、スイツのあのサンガルの、一八九五年のあの保険バーゼルの例を見ましても、一九一二年、離分古い話でありますと、ロイド・ジョン・フィールドが悲鳴を上げてしまつたような歴史もあるので、なかくこれはむずかしい。この保険法が成功するのはなかなか財政的にむずかしいのじやないかといふふうに考えられます。が、それに對して政府の方はどういうふうにお考えになつていらつしやるか。

それから又最後に、職業安定所に明確に失業者の認定をして行くことが果してできるかどうかというふうな点も、政府の御所信を一つ伺つて置きたい。

この失業保険法ができることは、誠に結構であり、賛成なんんでありますと、それらの諸点について相当注意して頂きたい。そうして又それに対する御所信を承りたいと思いますのでですが、どうぞ一つお願ひします。

○政府委員(土井直作君) 退職手当金とか或いは又災害保険のあれだとか、年金、そういうようなものが企業体の負担になつておることのために、企業体自体が立ち行かないような状態になるのじやないかというようなことでありまするが、この点につきましては、御承知の通り日本の企業体が相当に貧弱な状態になつておりますので、これらの事柄がそれぐの企業体の中に負担となつて現れて参りまするならば、困難が伴つて來るということはお説の通りであります。併しながら日本の企

業体が非常に貧弱であれば貧弱であるだけに、それと同時に、いわゆるそのことについておる労働者諸君も又貧弱な生計を営まなければならぬ。國家全体から考えまするならば、先程申上げましたように、いわゆる國家全体の保障難を來す者が沢山で來るということに相成るのであります。そういう面に相成るのであります。そこらの社会保険制度のようものを早く作ることが必要である。現在日本の企業体の上から見まするならば、むしろ國民全体の立場において、國民の生活を保障するような形體にまで進んで行くことが必然的な結果になつて來るのはいかと思われるのであります。こりうる点につきましては、成るべく企業体を健全に発達せしむることのために、その負担に堪え得るような程度にまで止めて行きたい、かうに考えておるのであります。現に失業保険法或いは失業手当法は、これは國家が全部負担をしておりますので、失業保険法によつて受け取る企業体の負担といふものにつきましても、それ程大したものではないであります。御承知の通りに國家が三分の一、それから経営者側が三分の一、労働者側が三分の一というような負担に相成つておりますので、實質的にはこれによつて企業体を弱体化するといふことは處れはそうさしてないのではないかと考えておるわけであります。

で、御懸念になつておるような点はなくて済むのではないかと考えておる次第であります。

更に失業保険法が各國でそれべく失敗をしておると、それはその費用の負担の面において猶も切られないといふような結果だと、例えは英國においても或いはスイスにおいてもそうであつたということになりますが、今回の保険法によりまして國家が負担いたしましたところの財源は、曾ての英國において失敗した程多額の金額ではございませんので、むろん國家財政の面から行けば、極めて少數の僅かな部分であつて、むしろ少しきに過ぎやしないかというくらいに考えておる次第であります。こういう面から考えて見まするならば、今の失業保険法を制定しましたことによつて、將來財政上の均衡が破れて、遂に失敗するのではないかという虚れは殆どないと申上げて差支えないものであります。この点につきましては、むしろ少くないかといふくらいに考えておるのであります。

その他の事柄については、他の政府委員から答弁して頂きます。

○檜竹春彦君　コストの計算のことについて……。

○政府委員(土井直作君)　これらの保険法によりまするところの負担が、生産コストの中に入れるなどを認めて貰えるかどうかというようなお説であります。これは当然コストの中に算入されて然るべきだ、かように考えておられます。

○政府委員(上山顯君)　只今答弁を補足いたしまして若干申上げたいと存じます。

生活保護法との予算の関係は、只今

政務次官からもお答えした通りであります。尙若干數字的に申上げますと、生活保護法の方の対象となつておりますと、保険人員は、昭和二十一年の六月現在で申しますと約二百七十万になつておるわけであります。ところが、失業保険法の方では、被保険者の数は四十七万でございますが、先の委員会でも御説明申上げましたように、いつも保険金を受けております数としましては二十三万五千という数を予定いたしておるのであります。まことに、数が一〇〇%以下ということになつておりますので、全体を平均して申しますと、生活保護法に比べましては相当の上回つた給付ができるわけであります。尤も二十三万五千というものは大体失業者本人でござりますので、仮りに扶養家族数を考えまして、その二倍半というような数を考えますれば、六十万とかいう数が出ると思いますが、それにしましてもそういう生活保護法の対象、これは全國でございますので、保護人員二百七十万とは大分隔りがあるわけござります。

の負担にし、共済の組織で自立できます。そういう趣旨からいたしまして、生活保護法の委員会におきましては、失業保険法の制定に前進すべしというような附帯決議をされておるような次第だと存じます。

それから安定所の認定の点でござりますが、これは保険法で申せば第二十一條にあるところでございまして、御指摘のごとく、保険法の実際の運用ではこの二十一條が一番問題のむずかしい点だと私たちも考えております。從いまして私たちは第二十一條の運用、即ち認定の基準になりますようなものを示例的に具体的に決めまして、地方の安定所には示したいと思つております。尙その基準等につきましては、失業保険委員会等にもお詰りいたしまして、十分関係方面の意向を伺つた上で決めて参りたい、かように考えております。

○中野重治君 私は一般的な質問はもう終つてもよからうと思つておりますが、今植竹委員の質議に対する答へから、一つだけお尋ねしたいと思います。それは失業保険或いは失業手当その他をも含めたもつと完全な一般的の社会保障、そういうものを作りたいと政府では基本的には思つておるというふうに理解したのですが、そう取つて差支えないでよいか。

○政府委員(土井直作君) そうお考になつて差支えないと思います。

○中野重治君 そうすると、そういうふうに政府当局が考えておることは、私としては非常に賛成なわけなんですが、そうしますと、今問題になつておる國家公務員法案、あれはあの法案の

困難が伴つて来るということはお説の通りであります。併しながら日本の企

で、大体この範囲においてやり得ると
いう見通しを以て出しておりますの

生活保護法との予算の関係は、只今

うのであります。而もそれは單なる國の一方的な負担によらない、三分の一

が、そうしますと、今問題になつておる國家公務員法案、あれはあの法案の

精神そのものに賛成するか反対するか

ます。

社会保障制度というものが存置されて行

いろいろな制限、拘束が設けられており

の御所見を伺いたいと思ひます
の御所見を伺いたいと思ひます

は別として、あの中には恩給といふものが取扱っております。そうしてその恩給といふものについて、恩給といふものを認める立場からすらもいろいろ意見が出て、政府としても現在までの恩給法というようなものは改めるつも

○政府委員(土井直作君) 社会保険制度、保障制度といふものをそれづの角度において将来できなければならぬこととは先程申上げた通りであります。併しこれは実際の面において考へまするならば、日本のような非

尙公務員法にありまするところの、
例えば恩給というものは、これは飽くとしむことか当然のことなり
おる次第であります。

者を救うという根本精神から外れまして、失業者の適用を成るべく少しくらいというような気持が覆わられるのではないかといふことが一つ。而もその適用する人に対しまして、ハローワー生活手帳の面におきましては

問でありまするが、今度の失業保険の中にはいろいろ制限された條項があるために、失業保険法の趣旨であるところのいわゆる生活の安定を図るところ、その目的に副わない結果ができるのではないか、ということであります

りがあるといふうな答えがありましたが、それがどういふうに改められるにしろ、恩給というようなものが、一般的な社会保険制度から独立して別個なものとして作られるということは、一般的な社会保険制度を確立して行こうという根本の趣旨に矛盾するものというふうに受取られるわけです。それでその点を政府側としてはどういうふうに統一しておるのか。普通の解釈では、恩給というものは、つまり官

常に貧弱な國といたしましては、國民全体の責任の上において、國民全体の生活を保障するということは私は必ずしも、だと考えておるわけであります。併しながらその時期はいつであるかといふことと、或いはその規模、範囲はどの程度であるかということは、これはまだ具体的に決定しておるわけでもない、であります。そういう方向に行こうという考え方だけがあるということを申上げるのであります。

更に「今具体的な質問」といたしましては、

○理事(栗山良夫君) それでは先ず第一章についての質疑を行つて頂くことになりましたがでございましてよろしくお答え願いたいと思うのであります。

も、又保障をいたすまでのいろいろ、支給手続においても、煩瑣な点が規定されておりまして、果して生活の不景氣で困っているところの、街頭に放置された失業者が、こういうような頗る手続で、而も生活費を十分に賄えない。この失業手当金で本当に安心して、次の生活を建直すまでのいわゆる食い繋ぎができるかどうかというふうに私は疑問を持つのです。そこで申しますのは、先程深川委員

が、本法の精神は御承知の通り、憲法の第二十五條に書いてありますように、すべての國民は健康にして文化的な生活を営む権利を有するという條文に発しておるのでありますて、そうう面から見まするならば、でき得るだけ失業をしておりまするところの人に対しましては、廣い範囲において經濟をしようということを考えておる第であります。併しながら手続その点においていろいろ煩瑣な点が

吏を公務員といふより、何を區別するか
しう改めないにしろ、勤務者としての
面から官吏として引離して、そうして
官僚化して行き、恩給を與える代りに
宣誓をしろとか、服従をしろとか、或
いは祕密を守れとか、國家公務員法に
ついて見ると、その祕密を守る條項の
ごときは殆んどナンセンスであつて、
役人を罷めても死ぬまで祕密を守れと
いうようなことが書いてあるが、そな
いうふうなものと結びついた恩給とい
う観念は、働いた者に対する社会的に
保護するという観念とは非常に食い違
う。それですからそういう基本的一般
的な考え方、社会保障制度の確立とい
うものについて恩給を作つて行こうと
いう意見が現にあるのですから、政府
内部においてこの二つの点に関して獨
歩があるのかないのか。一貫しておる
とするならば、どういうふうに統一さ
れておるか。その点を伺いたいと思ひ

して、公務員法の中にはあります恩給制度といふものと、それから社会保障制度のものとが、そこに一つ矛盾があるのではないかという御説であります。これは将来規模の如何によつて定することには相違ありませんけれども、いわゆる社会保障制度といふものが大きな範囲において作られるということに相成りまするならば、然的にこの恩給制度に対しましても規定を加えるような結果に相成ると思つております。若しそうでなくいたしまして、保障制度の域外に、特例といたしまして、恩給制度をそのまま存続するということになりまするならば、一面において社会保障制度といふもの的基本を壊すということにも相成る、かように考えるわけであります。ですからその内容といたしましてはこれらものを含みいたしまして、

それでは私ちよつと質問いたしました。第一章の、総括的になるかも分りませんが、第一條を以ちまして、「やういう工合にいわれておるので」というふうな、被保険者が失業した場合に、失業保険金を支給して、その生の安定を図ることを目的とする。」とあります。これが法律の目的となつてありますので、この法案がどういう性格を持ち、どういう工合に運用せられかということはもう第一條によつてらかになつておるのであります。これをもう少し敷衍して申上げますならば、失業となりました者を対象といつましても、その全員に就職の日まで要なる生活費を、最も簡便な方法で給するということが具体的な目標となります。然るに本法で以下各條を審議すると明瞭になりますが、

からもお話しがありました、生活保障金の問題にいたしましても、到底これは失業期間中、家族の生活費も含めての生活保障としては非常に足りなものであると思います。而もその支給が、最大限といたしまして一ヶ年であります、その中で限られた日数に対しては、まさに予定された支給が、最大限といつましても、今後日本の労働事情がどういうような工合に展開していくかとして労働者の需給調整がなされかということの見通しをしなければなりませんけれども、ただ当面の目標を考えて見ますときに、相当夥しい業者が出て、これが競争されることがあります。そのときに果してこのうな失業保険の相当強い枠が設けられておりますが、これで第一線の精神合意が、失業者の救済ということができるかどうかということについ

り、それが法律の趣旨に附れないような結果がでて来るのではないかとおもふが、御説でありますから、この点についてお聞きたいと考へております。ういうことのないよう最善をいたいという考え方を持つておる次第であります。

更に給付金が非常に少いので、實的にはその生活を保障するという御説に相成らんのではないかという御説でありまするが、固より聞いておりまことに全額賃金を取るといふことは、これは失業しておりまするところから当然できないことありまするが、この場合におきましても、然ば保険給付の額の上におきましては、最高八〇%、最低四〇%、平均にして六〇%ということに相成つりますが、從来ありましたところ

ます。
度、保障制度といふものをそれ／＼の角度において将来できなければならぬと、いうことは先程申上げた通りであります。が、併しこれは実際の面において考えまするならば、日本のような非常に貧弱な國いたしましては、國民全体の生活を保障するということは私は必ずしも常に考えておるわけであります。併しながらその時期はいつであるかといふことと、或いはその規模、範囲はどの程度であるかということは、これはまだ具体的に決定しておるわけでもないであります。そういう方向に行こうという考え方だけがあるということを申上げるのであります。

会員保障制度というものが存置されて行くこと、これが当然であるうと考えておる次第であります。尙公務員法にありまするところの、例えは恩給といふものは、これは飽くまでも勤続の面に対するところのものでありまして、いわゆる義務づけられた例えは服務規程の中にはありますよた。例えは服務規程の中にはありますよた。うな義務づけられたものに対する特別な方でない、即ち恩給はそういうようなものの報奨ではない、こうお考へ願いたいと思うのであります。

いろいろな制限、拘束が設けられておらず、それを救うという根本精神から外れまして、失業者の適用を成るべく少しくらいといふような気持が窺われるのではないかということが一つ。

而もその適用する人に対しまして、いろいろ生活保障の面におきましても、又保障をいたすまでのいろいろに裏われておるところの、街頭に放支給手続においても、煩瑣な点が規定されておりまして、果して生活の不規則な手続で、而も生活費を十分に賄えない。この失業手当金で本当に安心して、次の生活を直すまでのいわゆる食い繋ぎができるかどうかというところに私は疑問を持つのであります。

えて申しまするならば、先程深川委員からもお話しがありました、生活保障金の問題にいたしましても、到底これは失業期間中、家族の生活費も含めての生活保障としては非常に足りないものであると思います。而もその支給が、最大限いたしまして一ヶ年であります、その中で限られた日数に対してのみ支給が予定されておるというようになります。につきましては、今後日本の労働事情がどういうような工合に展開されるか、その中で限られた日数に対して、相当夥しい支給が予定されておるということが懸念されることはあります。そのときに果してこのことにつきましては、今後日本の労働者が出る、ということの見通しをしなければなりませんけれども、ただ当面の目撃であります。そこで第一條の精神を合つよう、失業者の救済ということができるかどうかということについて

○政府委員(土井直作君) 只今の御
問でありまするが、今度の失業保険
の中にはいろいろ制限された條項が
あるために、失業保険法の趣旨である
このいわゆる生活の安定を図るところ、
その目的に副わない結果ができる
のではないかということであります
が、本法の精神は御承知の通り、憲
法の第二十五條に書いてありまするよ
うに、すべての國民は健康にして文化
な生活を営む権利を有するといふ條
項に規定してあるのでありますて、そ
うに發しておるのでありますて、そ
う面から見まするならば、できる
だけ失業をしておられまするところの人
に対しましては、廣い範囲において
生活をしようということを考えておる
第であります。併しながら手続その
の点においていろいろ煩瑣な点があ
り、それが法律の趣旨に副わないよ
うな結果ができるて来るのではないかと
いう御説でありまするが、この点につい
てはできるだけ運営の上において万全を
期して行きたいと考えております。
ういうことのないよう最善をいた
たいという考え方を持つておる次第で
ります。

いろいろな保険の問題から考えますならば、従来は名目賃金に対するところの給付であります。今度の保険の場合は、何においては……現在の場合におきましては標準報酬を以てやつておりますが、将来は実質賃金によつて保険給付をしたいという考え方を持つております。実質賃金によつての保険給付ができまするならば、平均六〇%というものは、失業中におけるところのや最低の生活を保障するに足りるのではないかということを考えねばなりません。只今のところはまだ実質賃金でありますんで、将来そういう形にして行きたいとすることを考えておる次第であります。

○理事(栗山良夫君) 諸君お詫びいたしますが、本日は一度二時半に相成りますが、政府委員の方も本日若干お差支えもあるようござりますので、一應失業保険法案と失業手当法案の質疑はこの辺で打切りにいたしまして、また議論の場合に、十分意見を述べておませんところの委員長一任になりますが、た労働問題の調査に対する具体的な聽取、並びに岩間委員から先程発言を求めておりますことについての処理、そいつたようなもの引続いておいたしたい。こう考えますが、いかがおなじましよ。

○中野重治君 政府委員がそうするとこ間もなく退席されるわけですか。私のの間委員長に、あなたでなくて原委員長の方に出して置いた問題があつて、その内容は政府委員の方にも分つておいたわけなんですが、その質問を成るべく早くしたいのです。若しそれを岩間委員から出された緊急動議を取上げられる前に……今日は労働大臣見えない

のでしようが、労働大臣が見える方がいいのですけれども、問題自身は單純な問題なのですが、それを取上げて頂きたいのですけれども……。

○理事(栗山良夫君) それは労働大臣がお見えになつたときが都合がいいのでしよう。明日十時から労働委員会を開きますので、そのときに大臣がお見えになるようになりますが……。

○中野重治君 結構です。

○理事(栗山良夫君) それではそれでよろしくさせますか。それでは委員会はまだ続開いたしますが、政府委員は何卒退席して……。それでは岩間委員。

この問題の最後の処理をするといふうなことが要求されておるのだといふふうに思うのであります。この現実的な要求から考えますと、現在のあとの合同委員会の運営そのものがどうしても実質に即應しない面を持つておるということを我々は考へざるを得ない。そうしてこの問題につきましては、この労働委員会において再三意思表示がなされ、第一回の決算、労働合同委員会の当初におきまして、外の委員からも、それから私からも、この合議題になつたということを聞いておるのでありますけれども、現在まだこの決議権の問題は決定しておりません。併しながら公務員法案は、先程も申上げましたように、非常に緊迫した問題でありまして、すでにこの前の衆議院の詮問会におきましては、労働者の側から全面的な反対といふような意見表示がなされております。そうして今非常にこれは世論を集めており、又これに伴なつたところの労働者側の動向とを急速に解決して、そうして労働委員会としては、先程申しました責任のある参加をしたい。こういう点から労働委員自身がこの意向を十分にここで決定して、そうしてそれを決算委員会又は議院運営委員会に通達する、このことが非常に重要な段階ではないかといふふうに考えられるのであります。大体前の労働委員会のときにもお語りして、決までに行かなかつたのであり

ますけれども、この問題は労働委員会としてもう責任を持つてはつきりした態度に出るべき段階ではないかといふに考えられます。そこで緊急にこの問題を提案しまして、これに対する労働委員会の意向を決定せられることを切に希望するものであります。

○理事(栗山良夫君) 只今岩間委員から、緊急動議に対しまして提案の説明がございました。各委員の御意見を伺います。

○天田勝正君 幸いに私議院運営委員会の方に出ておりますので、過日の経過をお話し申上げまして御参考に供したいと存じます。

この問題は實に重大でございまして、各派とも實は会派の意見として持つては來ておるのであります。が、その内容を分析してみますと、連合委員会に決議権までも持たすべしという意見に基きまして、規則に不備があるならば規則を改正するというような意見も出ておりますし、且つ又現行規則においては到底さようなことはできないのであるという意見の人もありますし、現行規則ではできないが、先刻申しましたようにこの改正によって持たすべし、又現行規則によつても持たし得るのだ、こういうような三つの意見に分れましていろいろと議論があつたのでありますので、日は忘れました。が昨日の委員会、今週の最初の議院運営委員会におきましてもう一遍各派の意向を持ち寄る、こういうことに相成りましたて、昨日の運営委員会にそれが持出されたわけでありまするが、民主黨等の御意見によりまして未だこれの問題については最終決定に至つておら

いうことになりました。ではこの次に
は是非でもいすれかに決定する、こ
ういう申合せがなされまして、多分明
日辺りでも開かれる委員会には、必ず
会派の意見を纏めまして、いすれであ
らうとも決定をする。当然前の決算委
員会と労働委員会の問題につきまして
は一應現行規則に基きまして、八月四
日の日であつたと存じますが、例の労
働省設置法案の問題については一應決
算委員会が議決権を持つて、労働委員
会はこれに連なつても決議権は持たな
い、こういう決定を見たのであります
が、今日になりますると、只今岩間委
員の指摘されましたようないろくな
問題も出て参つておりますし、その
外例えば商工協同組合というような商
業委員会と鉱工業委員会と殆んどウエ
イトが同じだ、五分々々だというよう
な問題も出て来た場合に、片方の付託
された委員会だけが議決権があつて、
片方はただそこに、いわば極端に申し上
げますならば公聽会に来ておるような
形になつてしまふ、こういうような見
解の人もありますして、いろいろ議論が
沸騰して、結局その最終決定を運営委
員会に持込まれている。現在持込まれ
ておるのは從つて二度目のことなので、
ありまして、前の暫定とは違つて今度
は基本方針を決めよう、こういうこ
とに相成つておるのでありますて、実
で、結果は只今申上げましたように、
各派の意見によつて次の運営委員会に
おいて必ず決めてしもう、こういうこ
とに相成つておるのでありますて、実
は各派にはそうした只今岩間委員のお
つしやるようなことを反映して頂きま
して、運営委員会に持ち込んで頂くの
が実は私は妥当ではないか。從つてこ
二つ旨を賛成するにござります。

す。
という決議をしてしまつては、又その
決定に当つて却て工合が悪い面もある
のではないか、かように考えておりま
すので、一つ今日は折角の御提案であ
りますけれども、ここは留保して頃き
たいということを申上げたいと思いま

○岩間正男君 只今の御説明で大分分りましたですが、ただ私は決定してこうしたいろいろな強いとではなくて、労働委員会としてはこのことを熱心に希望しているということを通達することとは何ら差支えがないのじやないか。そうして殊に決定される矢先になつておるとすれば、労働委員会のこの意向といふものは相当重要な意味を持つと思います。従いまして各派に各委員がよく話合つて、そういう空氣をもめることをすると同時に、労働委員会自身が又かような意向を反映させること、つまり縦横の働きをすることがこの問題を処理決定する最もいい方法だと私は感ずるであります。そういう点からこれはまあ保留という御意見もありましたけれども、私としても見てもこれはそういうような希望的な見を労働委員会の意向として通達するというような方にお採上げを願いたいと思うのであります。

に責任に取られちやちよつと困ります。尙今後は付託するに当つて大体の空氣は、これは私が言つたというふうに責任に取られちやちよつと困りますが、大体の空氣はそういうどちらに一派各派の意向は分るのであるからして、運営委員会につき詰つて貰つて、やはりただ議長が託するというだけなくして、一應運営委員会に詰られば、いいじやないか、こういうような附帯をしてやろうという空氣も相当濃厚であるという状態です。質問のお答えにならないかも知れませんが、そういうふうなわけでござります。

れから今までの政府委員の答弁なんかも現われております。この警察官の問題にも関係して來ます。この警察官の問題は今日までは労働組合を作る権利から除外されていて、そのため非常に問題があつたのですが、これが中央の國家の警察官、或いは地方自治体の警察官というようなものに分れて行くかも知れんというような案の内示もありましたが、そういう問題があります。それから学校関係の教育労働者の問題も關係して來る。非常に問題が大きい。且つ國家公務員法はどういう形でできるかということは、新らしい憲法ができて日本の國の生活が民主化されるについて、將來十年も五十年も百年余にも亘つて非常に大きな作用を及ぼして來る。そういう意味で國家公務員法といふものがどういう方向に向つて行くかということについては、今まで國家がやつて來た仕事に、うまく行きけば、何といいますか、画龍点睛の役目をつとめる。まずく行けば逆の方に走つてしまふ。非常に大きい且つ將来長い期間に亘つて影響を及ぼす問題であるといふことが一般に理解されてゐると思います。それでいろいろな公職会その他の問題にも出て來ておると思ひますが、我々もそのつもりで直接労働委員会にもおるわけですから、或る程度熱心にやつておるのであるが、實際今度は連合委員会に出て行きますと、こういうことを労働委員会に出て言ふのは少しおかしいかも知れませんが、実際決算委員の方は非常にばつと出でられる。労働委員は少くとも総体的にずっと多い。そうして調査もし、これは管轄の仕事にも關係しますから調べて意見を述べておるわけです。併しそ

ておられる決算委員会の方で、これはこちらの繩張りだといふような形で行くでは、何とも力感を入れてもすかされるような形に仕組がなつておると、ことになると、実に工合が悪し。だから問題が重要であるということは、これが非常に多くの労働者の生活に關係するということと、外部からも内部からも實質が出ておるということと、それからこれは日本の運命に関して、將來に亘つてことを決定する力があるということ、こういう根本理由と、それから現実の問題としての連合委員会における決算委員たちの力の入れ方と、労働委員の方の入れ方と、これは現象ですから必ず此の中を私は付属するわけではありませんが、何回か重ねて來た現象を眺めて見ますと、どうしても労働委員の方が大変力感を入れるというふうに感じられるわけです。この問題の性質と、それから実際の扱われ方の現象面から推して、どうしてもやはり労働委員に決議権あるものとして、あすこへ出るよう取計らつてほしい、こういふうに考えるわけです。

742

○理事(栗山良夫君) それでは委員会を再開いたします。先程岩間委員から御提案になりました國家公務員法案の審議採決に関しますところの決算労働委員会の合同審査、採決の問題につきまして、各委員から熱心な御意見の交換がございました結果は、各委員お聞き及びの通りでございますが、結論といたしましてこの問題は、明日の運営委員会ではつきりと決定されるということです。竹下、天田両委員から、運営委員会に出席されております関係上、具さに報告されたわけでござります。従いまして明日の運営委員会の決定の際に、少くとも今日ここで討議されましたことが十分に織込まれて決定されるような立合に取扱ふのが極めて望ましいと考えますので、各委員は所属党派におきまして選出の各運営委員会の方々に、本日の労働委員会の空氣を十分にお伝え願う、とそれからいま一つは、労働委員会といたしましても、明日の運営委員会に傍聴として出席いたしまして、そうして本日のこの労働委員会の空氣を運営委員会にお伝えをいたしたい、こういうようなことに概略いたしますと相成るかと存じます。この点で取扱ひましていかがでござりましようか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○若間正男君 さつきの中野委員の提案とちよつと違うところがあるように思いますが、つまり希望條件をやはり正式に傳えるというような意味ではなかつたですか。労働委員会としての希望の意思表示をですね。

○理事(栗山良夫君) 少くとも今度の國家公務員法案の審議採決に当つては、決算労働委員会の合同処理を希

望する、そういうような希望を労働委員会として運営委員会に申出たい、こういうことだと思いますが、それでよろしゅうござりますか。只今のようないで御了解願えますようが。……されでは本日の委員会は、別段御発言もなければこれで散会いたしたいと存じます。

午後三時二十七分散会
出席者は左の通り。

委員	天田 勝正君	堀 小川 久義君
	千葉 市三君	栗山 良夫君
	平岡 植竹 春彦君	
	荒井 紅露 みづ君	
	平野善次郎君	
	深川タマエ君	
	竹下 豊次君	
	堀井 伊介君	
	穠積貞六郎君	
	中野 重治君	
	岩間 正男君	

政府委員	労働政務次官	土井 直作君
(職業安定局長)	労働事務官	上山 順君